

金沢大学附属高等学校 同窓会会則

第1章 総則

- 第1条 (名称)本会は金沢大学附属高等学校同窓会と称する。
- 第2条 (目的)本会は会員相互の親睦を図り、金沢大学附属高等学校(以下附高と略す)の発展に努力することを目的とする。
- 第3条 (本部・支部)本会はその本部を附高内におく。
本会は幹事会の承認を得て支部をおくことができる。

第2章 会員

- 第4条 (会員)本会の会員は正会員および特別会員からなる。
1. 正会員は附高卒業生とする。但し附高に在学した者で幹事会の承認を得た者は正会員となることができる。
 2. 特別会員は附高職員ならびに旧職員とする。

第3章 事業

- 第5条 (事業)本会はその目的を達成するため次の事業を行う。
1. 総会等の会合の開催
 2. 同窓会誌・会員名簿等の発行
 3. その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第6条 (表彰)本会に対し功績顕著な者は、幹事会の議決により表彰することができる。

第4章 役員並びに幹事

- 第7条 (役員)本会には次の役員をおく。
- 会 長 1名
副会長 若干名
理 事 若干名
監査役 2名
- 第8条 (役員)の選出)役員は総会で選出する。
- 第9条 (幹事)幹事は各期代表者および各支部代表者とする。
- 第10条 (職務)会長は本会を代表し、会務を統轄する。
副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
理事は会長の旨を受けて会計および会務を分掌する。
監査役は本会の会計および会務を監査する。
監査役は役員会・幹事会に出席し、意見を述べることができる。
- 第11条 (顧問)本会には顧問をおくことができる。顧問は附高校長・副校長ならびにその経験者および本会会長経験者とする。
- 第12条 (任期)役員は任期は4月1日より隔年の3月31日までの2年間とする。但し再任を妨げない。
役員に欠員が生じたときは、幹事会で補欠役員を選出する。
補欠役員は任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

- 第13条 (会議)会議は総会・幹事会および役員会とする。
- 第14条 (総会)総会は定時総会と臨時総会とし、いずれも会長がこれを招集する。
1. 定時総会は原則として年1回開催される。
 2. 臨時総会は次の場合に開催される。
 - (1)会長が必要と認めた場合
 - (2)幹事会の要請があった場合
 - (3)会員の十分の一以上の要請があった場合

第15条 (幹事会)幹事会は幹事ならびに役員で構成され、会長が招集する。次の事項を審議承認する。

1. 事業計画
 2. 予算・決算
 3. 表彰
 4. 会則の変更
 5. 総会
 6. 役員会の専決事項の事務承認
 7. その他必要な事項
- 第16条 (役員会)役員会は役員で構成され、次の事項を行う。
1. 幹事会の準備
 2. 会務執行上必要な事項の審議
 3. 会長が必要と認めた緊急の場合は幹事会に諮ることなく、専決を行うことができる。但し次回の幹事会において承認を得る。

第6章 部

第17条 (部)本会には幹事会の承認を得て部をおくことができる。

第7章 会計

- 第18条 (会計)本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもって、これに当てる。
正会員は入会時に入会金を納めなければならない。
本会の会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。
決算は監査役の監査を受けて、総会で報告し承認を受けなければならない。

第8章 改正

第19条 (改正)本会会則の改正を行うには、幹事会の承認を得て、総会において過半数の同意を必要とする。

付則

1. 本会会則は平成2年8月13日より改正施行する。
平成23.8.12 一部改正
平成24.8.12 一部改正
平成27.8.12 一部改正

細則

1. 入会金は2,000円、2年分の4,000円の会費は入会時前納、その後会費は年2,000円とし、毎年納入するものとする。
2. 本会には次の4部をおく。
 - (1)総務部・役員会・幹事会の準備ならびに記録。
 - (2)名簿部・名簿の整備ならびに発行。
 - (3)会誌部・会報ならびに会誌の発行。
 - (4)総会部・総会ならびに懇親会の準備。
各部の部長には副会長又は理事があたる。
3. 幹事は本部に届け出をすることとする。
幹事に幹事が出席できない場合は、予め届け出て代理を出席させることができる。
4. 本会には次の支部をおく。
 - (1)関東支部
 - (2)関西支部
 - (3)東海支部